## 岡三アセットマネジメント

# 人生100年時代の羅針盤

情報提供用資料

2018年12月11日



日本は65歳以上人口の総人口に占める割合(高齢化率)が世界で最も高い超高齢社会\*です。また 労働力人口に占める高齢者の割合も年々増加しています。本シリーズではこれまで、老後の生活費の 見積り方法のほか、統計をもとにした長寿の可能性について考えました。今回は、高齢者の就労事情 とその背景についてデータをもとに紹介します。

## 就労希望年齢は「働けるうちはいつまでも」

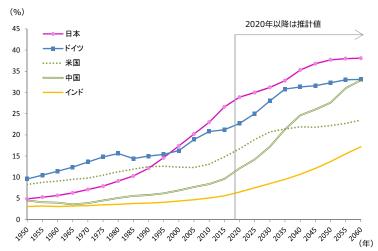
日本の高齢化率は28%(2018年6月時点)と なっており、世界で最も高齢化が進んでいます。 同時に高齢者の就業率も世界の上位に入っていま す。

図表2は、内閣府が現在仕事をしている60歳以上の男女を対象に実施した「高齢者の日常生活に関する意識調査」の結果の一部です。何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか、との質問について、結果は「働けるうちはいつまでも」との回答が42%と最も多く、次いで「70歳くらいまで」が21.9%、「65歳くらいまで」が13.5%となっています。 65歳を超えても働くことを希望する方は約8割を占めました。

\* WHO(世界保健機関)は65歳以上人口の総人口に占める割合 (高齢化率)が21%超を超高齢社会と定義

#### 図表1 主要国における高齢化率の推移

(1950年~2060年)



(出所) 国連World Population Prospects (2017年改訂)、日本は2015年まで総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」のデータを基に岡三アセットマネジメント作成

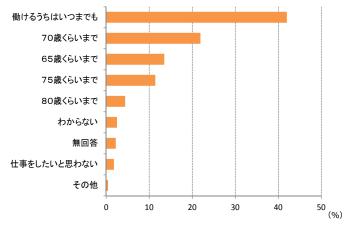
## 日本の高齢者の就労形態は?

具体的にどのくらい多くの高齢者が就業しているのでしょうか。総務省が実施した「労働力調査」によると、2016年の労働力人口総数に占める65歳以上の方の割合は11.8%ですが、この比率は年々上昇しています。内訳は65~69歳の方が6.7%、70歳以上の方は5.0%となっています。

図表3には、会社などの役員を除く65歳以上の方の就労形態の推移が示されています。2017年には、正規の職員・従業員109万人に対して、非正規の職員・従業員が316万人であり、役員を除く被用者に対する非正規の職員・従業員の割合は74.4%を占めています。

いつまで働き続けるかということのほかに、どのように働くかも考えさせられそうです。

## 図表2 高齢期の就労希望年齢 「あなたは何歳ごろまで収入を伴う仕事をしたいですか」



(注) 現在仕事をしている全国60歳以上の男女を対象とした調査 (出所) 内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」(平成26年) を基に岡三アセットマネジメント作成

### <本資料に関してご留意いただきたい事項>

■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成したものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客様ご自身で行っていただきますようお願いします。



## 人 生 1 0 0 年 時 代 の 羅 針 盤

図表4は、男女別・年代別の正規雇用率を示して います。女性は結婚や子育てなど、家庭の事情で 働き方を見直す機会が多くあります。

一方、男性については45~54歳では91.3%の方 が正規雇用ですが、55~64歳では69.7%となり、 65歳以上では28.6%にとどまります。定年を境に、 雇用形態が変わる方が多いことが窺えます。

## 高齢者の就業機会の拡充の背景

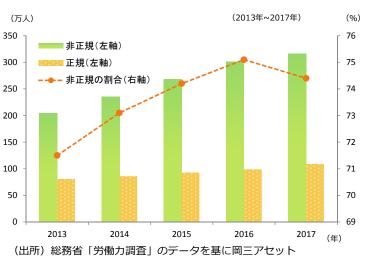
次に、継続雇用制度や定年の延長がどの程度進ん でいるのかみてみましょう。厚生労働省が実施した 平成29年「高齢者の雇用状況」集計結果によると、 定年制を廃止した企業は2.6%、定年を引き上げた 企業は17.1%、継続雇用制度を導入した企業は 80.3%となっています。

具体的には、65歳定年は全体の15.3%、66歳以 上定年は同1.8%で、66歳以上の希望者全員の継続 雇用制度は同5.7%、70歳以上まで働ける企業は同 22.6%となっています。

継続雇用制度が拡充してきた背景には、公的年金 の持続可能性を改善するために老齢厚生年金の受給 開始年齢が段階的に引き上げられていることがあり ます。定年についても、2019年4月に63歳、2022 年4月に64歳となり、2025年には65歳定年が完全 義務化されます。

#### 図表3 雇用形態別 高齢被用者数の推移

マネジメント作成



# (出所) 総務省「労働力調査」のデータを基に岡三アセット

#### ■本資料は、投資環境に関する情報提供を目的として岡三アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、特定のファンドの投資勧誘を目的として作成し たものではありません。■本資料に掲載されている市況見通し等は、本資料作成時点での当社の見解であり、将来予告なしに変更される場合があります。また、 将来の運用成果を保証するものでもありません。■本資料は、当社が信頼できると判断した情報を基に作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するもの ではありません。■投資信託の取得の申込みに当たっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので必ず内容をご確認のうえ、投資判断はお客 様ご自身で行っていただきますようお願いします。

<本資料に関してご留意いただきたい事項>

## 継続雇用後の給与は激減

長く働くことができるようになった一方、留意 しなければならないことがあります。継続雇用後 の給与は現役の時と比べて大幅に引き下げられて いるのが現状ということです。

労働政策研究・研修機構の「高年齢者の雇用に 関する調査」(平成28年)によると、フルタイム 勤務の継続雇用者の61歳時点の賃金水準を60歳直 前の賃金水準を100として比較した場合、70未満 としている企業が38.6% (無回答を除く)となっ ています。

## 「満額定年」で早めにリタイア後のお金と向き合う

こうしてみると、働くことは続けながらも、大 幅に給与が減額になった時点を「満額定年」と定 義づけることができるのではないでしょうか。満 額定年後は、実際の定年までを退職後への準備期 間と捉えることもできます。事実、継続雇用制度 は、年金受給年齢の引上げへの経過措置です。

満額定年を一つの区切りとし、リタイア後のお 金と向き合うことで新しい景色が見えてくるので はないでしょうか。

#### 図表4 男女別・年代別 正規雇用率

(2017年平均) 91.3% 69.7% 41.4% 32.4% 28.6% 21.9% 45-54 65以上 65以上 55-64 45-54 55-64 (歳) 男性 女性

🗸 岡三アセットマネジメント

(作成:投資情報部)



## 人生 1 0 0 年 時 代 の 羅 針 盤

#### 皆様の投資判断に関する留意事項

## 【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様に帰属します。

#### 【留意事項】

- ・投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。 また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## 【お客様にご負担いただく費用】

- お客様が購入時に直接的に負担する費用
  - 購入時手数料:購入価額×購入口数×上限3.78%(税抜3.5%)
- お客様が換金時に直接的に負担する費用
  - 信託財産留保額:換金時に適用される基準価額×0.3%以内
- お客様が信託財産で間接的に負担する費用

#### 運用管理費用(信託報酬)の実質的な負担

- :純資産総額×実質上限年率1.991088%(税抜1.8436%)程度
- ※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用(信託報酬)は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

#### その他費用・手数料

監 查 費 用:純資産総額×上限年率0.01296%(税抜0.012%)

※上記監査費用の他に、有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、 借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。

(監査費用を除くその他費用·手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率·上限額等を示すことはできません。)

●お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計 金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

#### 【岡三アセットマネジメント】

商 号: 岡三アセットマネジメント株式会社

事 業 内 容:投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業

登 録:金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第370号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、委託会社である<u>岡三アセットマネジメント株式会社が運用する公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております</u>。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書(交付目論見書)」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

#### <本資料に関するお問合わせ先>

フリーダイヤル **0120-048-214** (9:00~17:00 土・日・祝祭日・当社休業日を除く)

